

燕市地域防災計画修正の概要

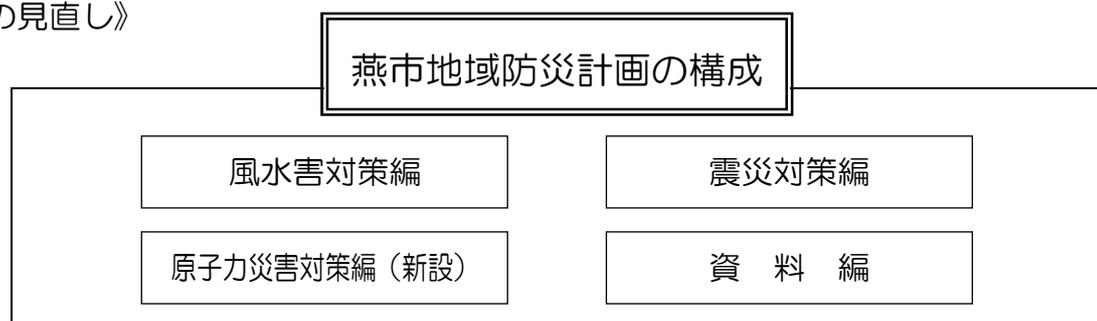
1 計画修正の背景

現行の燕市地域防災計画は、国の防災基本計画や新潟県地域防災計画との整合を取りながら平成 19 年 4 月に施行されたものです。

今回の修正では、平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震や平成 23 年の新潟・福島豪雨における災害対応の検証、さらに平成 23 年 3 月に東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災における教訓などを踏まえ、本市の地域防災計画を再点検し、必要な修正を行うものです。

また、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故に伴い、原子力災害対策について国は抜本的に見直しを始め、避難などの対策を重点的に行う範囲をこれまでの原発からの半径 10 km から 30 km に拡大しました。本市も一部その対象地域に含まれることから、今回新たに「原子力災害対策編」を新設しました。

《構成の見直し》



2 計画修正の経緯及び基本方針

地域防災計画の修正にあたり、実際に災害応急対策業務を担う担当課等を通して、実効性のある対策を地域防災計画に反映させるため、庁内検討委員会を立ち上げ、「防災まちづくり」の協定を締結している新潟大学災害・復興科学研究所から指導・助言を受けながら、「避難所運営の拡充」と「庁内防災体制（本部機能）の強化」の2点を重点項目として、地域防災計画に反映させるべく協議してきました。

また、原子力災害対策については、県内の全市町村で構成されている市町村による原子力安全対策に関する研究会において作成しました「実効性のある避難計画（暫定版）」を参考に、国が示しましたマニュアルに基づき地域防災計画の作成に取り組みました。

東日本大震災の後、国や全国の各地方自治体において様々な観点からの防災体制の見直しが図られてきましたが、今後も立ち止まることなく、防災・減災に向けての更なる対応が求められています。

本市においても、引き続きこの地域防災計画に基づいた対策を図っていくとともに、随時、計画の点検・検証を行い、継続的に必要な修正を図り、計画の実効性を高めていくこととします。

3 「風水害対策編」「震災対策編」の主な修正内容

避難所体制の拡充

避難所の指定のあり方について明確にするとともに、災害発生時において指定避難所を迅速に開設し、職員体制や必要な資機材等を整備します。また、自主防災組織等との協働により、高齢者や男女のニーズの違い、ペット対策等に配慮するなど避難所運営の充実を図ります。

現行の課題

- 指定避難所の開設方法・運営方法が明確でない。
(休日・夜間に誰が開錠するのか、どの避難所を開設するのか、誰が運営するのか など)
- 避難所を運営する職員及び資機材等の体制が整備されていない。
- 避難所運営における男女のニーズの違い、ペット対策、要援護者対策などの対策が必要。

修正後の取組み

【指定避難所の位置づけの明確化】

- ・当該地区の情報収集・発信、連絡調整などの機能を有する基幹避難所を小学校区ごとに設置します。
- ・地域の実状及び被害状況に基づき第2次・第3次避難所、福祉避難所を設置します。

【避難所運営の充実強化】

- ・基幹避難所、第2次避難所には、あらかじめ担当職員を指名します。
- ・避難所の運営については、当該地域の自治会・自主防災組織等と連携協力しながら運営にあたります。避難所担当職員は、担当地域の自治会・自主防災組織等と避難所の開設運営について事前に協議しておき、地域の防災訓練に参加するなどして体制の整備を進めます。
- ・避難所運営において、男女のニーズの違いや高齢者に配慮し、ペット対策やトイレ・入浴対策などを講じます。
- ・避難所には、移動系防災行政無線などの資機材や車両などを配備します。
- ・被災者の心身の健康状態を的確に把握し、健康管理の保持・増進に努めます。
- ・避難所運営マニュアルを作成し、自治会・自主防災組織等と共有し、円滑な運営にあたります。

庁内防災体制の強化

平常時から防災訓練や講習会等を実施し、さらに災害対応マニュアルの整備によって、災害発生時における職員の初動体制を強化します。

また、災害対策本部において、指揮命令系統の確立、情報の一元化など、本部体制を強化し、迅速・適切な災害対応にあたります。

現 行 の 課 題

- 職員の防災意識の向上。
- 災害時初動対応マニュアルに基づく防災訓練の実施とその検証の積み重ねが必要。
- 災害対策本部における各対策部の連絡調整と機能強化。
- 災害対応が長期化した場合の職員体制。



修 正 後 の 取 組 み

【平常時における防災力の強化】

- ・平常時から災害対応マニュアルを整備し、防災訓練や講習会等の実施を通して、職員の防災意識の向上を図るとともに、災害時における初動体制を強化します。

【災害対策本部機能の充実強化】

- ・指揮命令系統の確立をはじめとして、各対策部において役割を明確にし、情報の整理、物資の確保等などの確に対応する。
- ・各対策部において、情報連絡員を配置し、情報処理に関する機能を強化します。
- ・情報の一元化や窓口設置等によって、市民に適切に情報を発信します。
- ・災害対応が長期化した場合には、職員のローテーションに配慮することによって体制を確保します。

地域における防災対策の推進

自主防災組織の組織化・育成を促進し、地域における防災力の向上を図ります。

現 行 の 課 題

- 自主防災組織の組織化が進まない。
- 自主防災組織は組織化されていても、地域によって活動に温度差がある。
- 災害時要援護者に対する支援体制が整備されない。



修 正 後 の 取 組 み

【地域における防災活動の充実】

- ・ 小学校区単位等で実施していた避難訓練を市の総合防災訓練と位置づけます。
- ・ 防災に関する知識や技術を学習する研修会等を実施し、地域の防災リーダーを養成します。

多様な情報伝達手段の整備の推進

災害時において被害を軽減するためには、迅速に正確な情報を収集し、適切な対応を図ることが重要です。市民の皆さんにあらゆる手段を活用し、災害に関する情報を発信するための体制を確保します。

現 行 の 課 題

- 同報系防災行政無線の屋外スピーカーでは、情報がよく聞き取れない。
- 災害発生時に詳しい情報を何から収集していいのかわからない。



修 正 後 の 取 組 み

【多様な情報伝達手段の整備】

- ・ 燕市防災情報メール（防災つばめ〜ル）、緊急速報（エリア）メール、テレビのデータ情報など複数の情報伝達手段を整備し、市民の皆さんに災害に関する情報を迅速・的確に発信します。

【燕三条エフエム放送(株)との連携の強化】

- ・ 燕三条エフエム放送(株)とは、災害時において市民への情報発信を充実させるため、防災訓練等への協力など平常時から連携を強化します。

4 「原子力災害対策編」の主な内容

計画策定の必要性

燕市にはこれまで「原子力災害対策編」は作成されていませんでしたが、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の改正により、原子力発電所から概ね30kmの範囲を目安とした「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」では、同法により地域防災計画の「原子力災害対策編」の策定する必要が生じました。

このため、法改正の施行後6カ月以内、すなわち本年3月をめどに「原子力災害対策編」の策定作業を進めてきました。

原子力災害の想定 ……第1章第5節

原子力災害時の情報共有や連携体制の構築を目的として立ち上げた、「市町村による原子力安全対策に関する研究会（県内全市町村が加入）」での協議により、災害として想定する共通認識は、原災法に規定する「緊急事態（15条）」、「特定事象（10条）」それ以前の「警戒事象」ととどまらず、原子力安全上問題はないと考えられるが社会通念上は「事故」とみなされる「未済事象」の段階から、対応することとしています。

※未済事象を超え、頻繁にトラブル情報が入る段階……………警戒本部設置
特定事象（発電所の境界で一定の放射線量を観測など）……………災害対策本部設置
緊急事態（全非常用炉心冷却装置の作動の失敗など）……………屋内退避～避難

事前対策(情報の収集・連絡体制の整備) ……第2章第6節

市は、国・県・原子力事業者その他防災関係機関と、原子力防災体制に関する情報の収集、及び連絡を円滑に行うため、必要な事項について体制の整備をします。

1. 夜間・休日等の窓口（職員）、関係機関への指示連絡先などについて、通信障害時の代替手段も含めて防災拠点間のネットワーク（複合災害を想定し、現在の震災対策時のネットワークを基本とする）の強化、移動通信系の活用体制の整備等
2. 収集した情報の分析整理できる人材の育成と、専門家の意見を活用できる体制の整備。また、平常時から原子力防災関係情報の収集・蓄積に努め、それらの利用の促進のため、国・県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化を推進
3. 災害に強い伝送路の構築（多ルート化、関連装置の二重化）、非常用電源の確保

現地災害対策本部の活用…第3章第3節

原子力緊急事態宣言が発出され、柏崎刈羽原子力防災センター（オフサイトセンター：「緊急事態応急対策等拠点施設」）において事故対策連絡会議、合同対策協議会が組織された場合、市からも現地本部長となるべき担当者と職員を派遣し、緊急事態に関する情報を交換し、応急対策の実施に向けた調整を行います。

基本的に、市が対応すべき行動（屋内退避・避難等）の判断基準となる情報は、オフサイトセンターを通じて伝達されますし、市民からの原子力災害や応急対策に関する問い合わせにもオフサイトセンター内の広報班が応じてくれることになっています。（独立法人 原子力安全基盤機構「新潟県柏崎刈羽原子力防災センター」機能班活動の基本より）

このほか、原子力防災の拠点として平常時から訓練、市民に対する広報・防災知識の普及のためにも活用を図ります。

《第2章第7節も参照》

屋内退避・避難の基本的な考え方…第3章第4節

原子力発電所から30km圏内に入る一部の地域（UPZ：大河津分水路の左岸地域）とそれ以外の地域（PPA）とで、対応は異なります。

特定事象の通報

PPA…他所からの避難者誘導支援

UPZ…屋内退避の準備（その後の避難の検討）



緊急事態宣言

PPA…緊急時モニタリングの結果により屋内退避の準備
UPZ…屋内退避・避難準備

この時点での避難先は燕市内のPPA地内とします。

※ 安定ヨウ素剤の予防服用……安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素が体内の甲状腺に集まり、癌などの障害を引き起こすのを防ぐ働きをしますが、その配布・服用の時期などの基準は、国・県の検討結果がまとまりしだい計画に取り入れていきます。